

事務連絡
令和6年4月12日

生活介護の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

生活介護の全事業所におかれましては、以下の区分について、届出をお願いします。

ただし、下記以外にも、**令和6年度に新設された加算、算定要件が変更となった加算が複数ありますので、算定を希望される場合は併せての届出が必要です。ご注意ください。**

1 届出を行う内容について

① 令和6年度に新設された減算の有無の届出について

以下の4つの減算について、該当しない(減算の算定をしない)場合は「1. なし」を、該当する(減算して算定する)場合は「2. あり」を選択してください。

- ・身体拘束廃止未実施減算
- ・虐待防止措置未実施減算
- ・業務継続計画未策定減算
- ・情報公表未報告減算

② 定員規模の見直し

様式第5号 別紙1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表)における定員区分(定員規模)が見直しされました。

(旧)

20人以下/21人以上 40人以下/41人以上 60人以下/61人以上 80人以下/81人以上

(新)

20人以下 / 21人以上 30人以下 / 31人以上 40人以下 / 41人以上 50人以下 /
51人以上 60人以下 / 61人以上 70人以下 / 71人以上 80人以下 /81人以上

なお、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、**各サービス、単位の利用定員の合計の人数**で定員区分を設定してください。

③ 「多機能型定員区分」の見直しについて

多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供する生活介護事業所は多機能型定員区分が見直しされました。

(旧)

20人以下/21人以上 40人以下/41人以上 60人以下/61人以上 80人以下/81人以上

(新)

5人以下(重症心身障害児者対応の多機能型事業所のみ)

6人以上10人以下(多機能型事業所のみ)

11人以上20人以下 /21人以上30人以下 /31人以上40人以下 /41人以上50人以下/

51人以上60人以下 /61人以上70人以下 /71人以上80人以下 /81人以上

①～③の届出に必要な書類

- ・様式第5号(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書)
- ・様式第5号 別紙1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表)

④ 人員配置体制加算の届出について

以下のとおりとなります。

人員配置体制加算(Ⅰ) 1.5:1(新設)

人員配置体制加算(Ⅱ) 1.7:1(旧人員配置体制加算(Ⅰ))

人員配置体制加算(Ⅲ) 2:1(旧人員配置体制加算(Ⅱ))

人員配置体制加算(Ⅳ) 2.5:1(旧人員配置体制加算(Ⅲ))

よって、令和5年度まで人員配置体制加算を算定していた事業所につきましては、令和6年度の人員配置体制加算の区分の届出が必要です。

必要な書類

- ・算定届の別紙14
- ・算定届の別紙17
- ・参考様式1(従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表)

2 提出期限

[1]4月22日(月曜日)までの提出→4月から算定

[2]4月30日(火曜日)までの提出→4月から算定

※[2]の場合、データ反映が5月以降となるため翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

3 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 北館3階

尼崎市 福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当

(電話番号)06-6489-6522 (ファクス番号)06-6482-3512

4 その他

- ・上記以外にも、令和6年度に新設された加算、算定要件が変更となった加算が複数あります。各事業所の規模や人員体制により、算定可能な加算の種別が大きく異なります。報酬改定の内容をご確認された上で、令和6年度より算定を希望される場合は、併せて届出をお願いいたします。
(上記提出期限までにご提出の場合は、4月から算定可能です。)
- ・但し、令和5年度以前から算定要件が変更されていない加算の取得は、通常どおり前月15日までの届出が必要となりますので、ご注意ください。
- ・必要書類は、「様式第5号 別紙1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表)」に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上

(法人指導課 障害事業所指定担当)